



独立行政法人教員研修センター
中期目標期間業務実績報告書
(平成19年度～平成22年度)

独立行政法人教員研修センター

目 次

I 第3期中期目標期間の事業概要	1
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. 学校教育関係職員に対する研修	2
2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助	14
3. その他	20
III 業務運営の効率化に関する事項	
1. 経費等の縮減・効率化	22
2. 業務運営の点検・評価の実施	24
IV 財務内容の改善に関する事項	
1. 自己収入の確保	28
2. 固定経費の削減	28
3. 財務内容等の透明性の確保	28
V その他業務運営に関する重要事項	
1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施	33
2. 人事に関する計画	35
第3期中期目標期間における研修実施状況（別紙）	39
・平成19年度独立行政法人教員研修センター実施研修について	40
・平成20年度独立行政法人教員研修センター実施研修について	47
・平成21年度独立行政法人教員研修センター実施研修について	54
・平成22年度独立行政法人教員研修センター実施研修について	61
(別添資料)	
1. 中期目標期間決算の概要	
2. 独立行政法人教員研修センターの中期目標	
3. 独立行政法人教員研修センターの中期計画	
4. 独立行政法人教員研修センターの平成19年度計画	
5. 独立行政法人教員研修センターの平成20年度計画	
6. 独立行政法人教員研修センターの平成21年度計画	
7. 独立行政法人教員研修センターの平成22年度計画	
8. 中期目標・中期計画・各年度計画対照表	

I 第3期中期目標期間の事業概要

教員研修センター（以下「センター」という。）は、国として行うべき校長、教員などの学校教育関係職員に対する研修を一元的、効率的に行うことにより、その資質の向上を図ることを目的として、平成13年4月に発足し、以来、第1期・第2期中期目標期間を通じ、全国的な教員の資質向上の取組の中核を担う教員研修のナショナルセンターとしての役割、機能を果たすべく事業の充実を図ってきたところである。

平成19年から始まった第3期中期目標期間（平成19年度から平成22年度の4年間）においては、特に、地域の中核となる指導者を養成する研修の実施及び教育委員会が実施する研修への支援等、各都道府県教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき研修等を実施することにより、我が国の教員の資質の向上に寄与するよう、事業の見直しを行った。

具体的には、国の施策の変化に対応した新たな研修を実施するとともに、研修の廃止、縮減、内容・方法の見直しを図った。

また、各都道府県教育委員会等が行う研修を支援するため、研修教材の開発や様々な研修情報の提供を行うとともに、教員養成を行う大学等との連携・協力や共同実施の推進の取組を行った。

一方、センターの業務運営に関しては、研修事業の質の低下を招かないよう配慮しつつ、事業の徹底した見直し・効率化を図り、中期目標期間中の毎事業年度において、経費の縮減を図ってきたところである。

この報告書は、第3期中期目標期間の終了にあたり、期間中の業務実績の概要を中期目標及び中期計画の各項目ごとにまとめたものである。

なお、各事業の詳細については、毎事業年度の事業報告書に詳述している。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

【中期目標】

1. 学校教育関係職員に対する研修

【中期計画】

(1) 実施する研修の基本的な内容

センターは、中期目標に基づき、以下の①及び②を基本とした別紙1に掲げる各研修を実施する。

なお、各研修の日数、人数等の詳細については、別紙1に掲げるものを基本としつつ、毎事業年度の実際の受講者数、受講者又は任命権者等からのアンケート調査結果、評価結果を踏まえて、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。

- ① 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修
- ② 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修

これに加え、以下の③の研修として、別紙2に掲げる各研修を実施する。

- ③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

このほか、①から③に該当するものであって、別紙以外に、緊急に新たに実施する必要性が生じた研修については、関係行政機関からの要請又は委託により実施する。

【研修事業の実施】

センターでは、中期目標及び中期計画に基づき、第3期中期目標期間中に実施すべきとされた以下の区分の研修について、別紙「第3期中期目標期間における研修実施状況」のとおり、全て実施し、受講者数は約38,300人にのぼった。

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
①各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修	3 研修	3 研修	3 研修	3 研修
②喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成する研修	1 8 研修	1 8 研修	1 8 研修	1 8 研修
	新規 3 研修 廃止・統合△ 2 研修	新規 1 研修 廃止△ 1 研修	—	—
③地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修	3 研修	3 研修	3 研修	3 研修
研 修 数	2 4 研修	2 4 研修	2 4 研修	2 4 研修

なお、第3期中期目標期間中において、新たに次の4研修を実施した。（廃止、統合を行った研修は、「Ⅱ.1.(4)各研修の廃止、縮減、内容・方法等の見直し」の項目に記述）

（平成19年度～）

- ・ 小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修
- ・ 子育て支援指導者養成研修
- ・ 教育課題研修指導者海外派遣プログラム

（平成20年度～）

- ・ 学校評価指導者養成研修

また、「③地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修」については、中期目標において、「必要な経費については、平成22年度までに派遣者の全額負担」とされたことに基づき、平成21年度から全額派遣者負担とした。

【中期計画】

(2) 各研修の目標とする成果の指標

各研修の目標とする成果の指標については、各研修毎に、以下の①から④の方法の中から別紙1及び別紙2に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。

【研修の目標とする成果の達成状況】

中期計画で定めた①から④の項目の達成状況は以下のとおりである。なお、各研修の目標とする成果の達成状況の詳細については、別紙「第3期中期目標期間における研修実施状況」のとおりである。

【中期計画】

- ① これまでの受講者数又は毎事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが自ら設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

①研修受講者の参加率

中期目標期間中において、地方公共団体からの委託を受けて実施している研修を除き、計画に定める受講者数の85%以上の参加者を得た研修は、次表のとおり平成19・20年度は19研修、平成21年度は18研修、平成22年度は17研修であった。

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実施した研修	21研修	21研修	21研修	21研修
うち参加率が85%以上	19研修	19研修	18研修	17研修
参加率が85%以上の研修比率	90.5%	90.5%	85.7%	81.0%

なお、受講者数の参加率が85%を下回った研修については、次のような見直しを行い、参加率の向上に努めた。

(ア) 「教職員等中央研修」

○首都圏・関西圏における非宿泊型研修の実施

受講機会の拡大を図るため、従来のセンター施設による宿泊研修に加え、夏休み期間を活用した非宿泊型の研修を、複数都県からの通所が可能な首都圏で平成18年度に試行的に実施した。この試行により、夏休み期間を活用したことや、宿泊費等の負担が少ないことにより、これまでの参加の少なかった都県においても非宿泊型の研修を実施することで参加者が増加したことから、平成19年度より本格的に実施し、平成20年度からは、首都圏と同様に関西圏でも実施することにより、教員の受講機会の拡大を図った。

受講定員については、中期計画で示したとおり段階的に増員し、平成22年度までに定員を200人とした。

年度	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	東京	東京	大阪	東京	大阪	東京	大阪	
受講定員	50	50	50	100	50	100	100	
受講者数	96	95	81	88	86	92	91	
参加率	192%	190%	162%	88%	172%	92%	91%	

○研修の実施時期の見直し及び受講機会の拡大

- ・中堅教員研修については、夏休み後の授業再開に支障をきたさないよう8月中に終了するよう実施時期を見直した。（平成20年度）
- ・7月から8月に実施する2回の中堅教員研修及び1月以降に実施する3回の校長・教頭等研修については、従来、小学校と中学校の校種別に開催していたが、いずれの回も小・中両校種の教職員の参加を可能とし、受講機会の拡大を図った。（平成21年度）

○研修内容の充実

受講生からのアンケートや、外部の専門家等により構成される企画委員会からの意見等を踏まえ、次のように研修内容の充実を図った。

- ・校長・教頭等研修において、学校管理運営演習上の問題点についての協議時間を増加（平成21年度）
- ・「危機管理」の講義名称を「リスクマネジメント」に改め、平常時のリスク管理や保護者・教職員・子どもとの信頼関係の構築の重要性の理解を促す内容に改訂（平成21年度）
- ・中堅教員研修に「学校評価」の講義を新設（平成21年度）
- ・「教育法規Ⅱ」において「要望の多い保護者」への対応に関する内容を追加（平成21年度）
- ・「学校管理運営演習」において演習問題を精選し、各設問に対する協議時間を増加（平成22年度）
- ・「学校組織マネジメント」において、受講者のレベルや課題に応じた組織マネジメント手法別により深く学ぶことができるよう手法の選択コースを2コースから4コースに拡充（平成22年度）

（イ）「教職員等海外派遣研修」

参加者からのアンケート結果を踏まえた派遣先大学でのプログラム内容の改善や、事前研修会の内容を精選し、効率化を図るなど、本研修の改善・充実を図ってきたところであるが、各都道府県教育委員会からの推薦人数の実態に鑑み、次のとおり見直した。

- ・国際理解教育コースについて、派遣先国を2地域から1地域に縮小し、1団あたりの人数を増やした。（平成20年度）
- ・英語教育コースについて、6ヶ月派遣は2か国（計2団）から1か国（計1団）に、2ヶ月派遣は2か国（計4団）から2か国（計2団）とした。（平成21年度）

また、本研修は、「独立行政法人の整理合理化計画」（平成19年12月）において「平成22年度までに存廃及び内容について見直しを行う」とされたが、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けの結果（経費の大幅縮減）を受け、平成22年度に前倒しして下記のとおり見直しを行った。

英語教育コース（６ヶ月）の廃止
国際理解教育コース（３ヶ月）の廃止
英語教育コース（２ヶ月）の定員の見直し（５０人→３０人）

（ウ）「カリキュラム・マネジメント指導者養成研修」

本研修（総合コース）は、総合的な学習の時間を中心とした効果的なカリキュラム編成を行うなどの指導者を養成することを目的に実施してきたところであるが、平成２２年度には従来のコースに加え、情報教育の指導者を養成する専門コースを新たに実施することとなった。この専門コースについては、十分な周知期間が確保できず、参加率が６３．２％となったことにより、本研修全体の参加率が８０．０％となった。

専門コースについては、「教育の情報化ビジョン（骨子）」（平成２２年８月、文部科学省）を踏まえ、平成２３年度から新たに「学校教育の情報化指導者養成研修」として、十分な周知期間を確保した上で、実施することとした。

なお、本研修（総合コース）は、平成１６年度から平成２２年度まで７年間実施してきており、各都道府県教育委員会等の指導者の養成が十分なされたと考えられることから、平成２３年度からは、喫緊課題研修としては廃止することとなったが、各都道府県教育委員会等からの継続実施の要請を踏まえ、委託による研修として実施することとした。

（エ）「子育て支援指導者養成研修」

平成１９年度から実施してきた認定子ども園等における子育て支援を推進するための指導者を養成する本研修については、平成２２年度に参加率が８３．３％となった。

本研修については、平成２２年度における認定こども園の規模（５３２園）に鑑み、指導者養成の役割は終わったと考えられることから、平成２２年度をもって廃止することとなった。

（オ）「教育課題研修指導者海外派遣プログラム」

平成１９年度から実施してきた本研修は、毎年、派遣テーマを一部見直すなどしてきたところであるが、参加率が平成２１年度は８２．４％、平成２２年度は６１．４％となった。その要因は、都道府県側の派遣経費捻出が厳しくなっていることなどが考えられることから、各都道府県教育委員会からの推薦人数の実態に鑑み、平成２３年度の実施にあたり定員を５００人から３００人に見直すこととした。

【中期計画】

- ② 受講者に対して、研修終了直後又は1年後を目途として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が毎事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

②研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査（有意義回答率）

中期目標期間中において、実施すべきとされた全ての研修において、85%以上の受講者から「有意義であった」などプラスの評価を得た。

なお、本アンケート調査は、ほぼ100%の回収率であった。

有意義回答率	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
①各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修	98.6~100% (3研修)	97.5~100% (3研修)	98.1~100% (3研修)	99.4~100% (3研修)
	平均 99.8%	平均 99.4%	平均 99.5%	平均 99.9%
②喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成する研修	96.4~100% (18研修)	86.5~100% (18研修)	89.1~99.4% (18研修)	94.8~100% (18研修)
	平均 99.4%	平均 96.1%	平均 96.3%	平均 97.6%
③地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修	99.5~100% (3研修)	94.9~100% (3研修)	96.6~98.4% (3研修)	98.5~100% (3研修)
	平均 99.6%	平均 97.8%	平均 97.9%	平均 98.9%

【中期計画】

- ③ 受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

③研修成果の活用状況に関するアンケート調査

本調査の対象は、「各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修」に関するものであり、中期目標期間中に実施した次の研修の全てにおいて、80%以上の任命権者等から「研修成果を効果的に活用できている」などプラスの評価を得た。

なお、アンケート調査については、全ての受講者を対象に研修終了後1年後を目途として、受講者が校長及び指導主事等の場合は教育委員会、教頭及び教諭の場合は校長に対して調査したものである。

また、平成22年度に実施した研修に対する調査は、平成23年度に実施する。

研修名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
教職員等中央研修	95.0%	98.1%	97.3%

事務職員研修	89.9%	92.3%	95.7%
教職員海外派遣研修	93.6%	93.2%	92.1%

【中期計画】

- ④ 受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

④研修成果の活用状況に関するアンケート調査

本調査の対象は、「喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成する研修」に関するものであり、中期目標期間中に実施した次の研修のうち、平成21年度の「子育て支援指導者養成研修」以外の研修において、80%以上の受講者から「各地域で研修講師等としての役割を担っている」との回答を得た。

なお、アンケート調査については、研修終了後1年を目途として、全ての受講者に対して調査したものである。

また、平成22年度に実施した研修に対する調査は、平成23年度に実施する。

研 修 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
学校組織マネジメント指導者養成研修	92.5%	95.6%	94.6%
指導力向上指導者養成研修	87.1%	19年度限りで廃止	
学校評価指導者養成研修	20年度より実施	91.0%	93.6%
カリキュラムマネジメント指導者養成研修	88.0%	90.2%	84.2%
国語力向上指導者養成研修	82.3%	91.3%	88.5%
道徳教育指導者養成研修	87.8%	88.8%	87.4%
環境教育指導者養成研修	88.2%	84.1%	88.5%
生徒指導指導者養成研修	96.0%	91.3%	92.4%
人権教育指導者養成研修	95.3%	91.8%	91.4%
キャリア教育指導者養成研修	90.0%	88.4%	88.6%
小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修	92.8%	95.2%	90.6%
外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修	83.6%	86.4%	81.1%
子育て支援指導者養成研修	87.0%	80.8%	※77.2%
子どもの体力向上指導者養成研修	85.8%	89.8%	92.7%
健康教育指導者養成研修	91.0%	92.4%	91.6%

学校安全指導者養成研修	90.8%	93.5%	91.2%
食育指導者養成研修	93.8%	92.2%	94.4%
教育課題研修指導者海外派遣プログラム	87.8%	89.4%	91.5%

※「子育て支援指導者養成研修」（活用率 77.2%）については、平成 19 年度から実施してきたところであるが、認定こども園の規模（平成 22 年度 532 園）に鑑みると、指導者養成の役割は終わったと考えられることから、平成 22 年度をもって廃止することとなった。

【中期計画】

（3）各研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

各研修の実施にあたっては、個々の研修内容等を勘案のうえ、以下に示すことについて検討し、各研修の効果的・効率的な実施に適切な方法を導入する。

なお、具体的な方法については、毎事業年度の計画において明確に定める。

- ① 毎事業年度、受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえ、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。
- ② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。
- ③ 研修内容・方法について、一斉講義を中心とした研修を行ういわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、インターネット等を活用した講義の配信、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。
- ④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。
- ⑤ 研修の企画や運営にあたっては、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所、民間企業等の専門家の知見を活用するとともに、これらの機関との連携・協力を推進する。
- ⑥ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書（研修成果報告書）の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者に提供する。
- ⑦ 研修内容の一部に、研修の企画・立案、講師となるために必要な科目を設定するとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、インターネット等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。

【研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入状況】

中期計画で定めた①から⑦の項目の研修手法の導入状況は、以下のとおりであり、計画した全ての研修について研修手法を導入した。

なお、各研修の研修手法の導入状況の詳細については、別紙「第 3 期中期目標期間における研修実施状況（各年度の実施状況）」のとおりである。

研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入状況	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	対象 研修	実施 研修	対象 研修	実施 研修	対象 研修	実施 研修	対象 研修	実施 研修
①アンケート調査等による研修ニーズの把握	24	24	24	24	24	24	24	24
②事前計画書等の提出と研修成果の活用状況等の把握	5	5	5	5	5	5	5	5
③インターネット等による事前研修の実施	3	3	3	3	3	3	3	3
④一定のブロック単位等による地方開催	8	8	8	8	8	8	8	8
⑤大学、企業等の専門家の活用と同機関との連携協力	24	24	24	24	24	24	24	24
⑥研修成果報告書の提出と任命権者への提供	8	8	8	8	8	8	8	8
⑦講師となるための科目の設定と研修教材の提供	20	20	20	20	20	20	20	20
合 計	92	92	92	92	92	92	92	92
実 施 率	100%		100%		100%		100%	

○年度計画で定めた研修手法以外に行った研修手法

- ・研修期間中又は研修終了時に研修全体の評価のほかに、研修の中の各科目が有意義であったかについての評価を行い、講義内容の見直しや改善に役立てた。（平成19年度～）
- ・教育課題研修指導者海外派遣プログラムにおいて、シニアアドバイザーとして同行した大学教授等をセンターの研修講師として招聘し、当該プログラムで得た諸外国の教育状況の調査結果を講義のデータとして使用するなど、研修内容の充実に活用した。（平成20年度～）

【中期計画】

（4）各研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し

各研修について、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

【各研修の廃止、縮減、内容・方法等の見直し】

センターでは、教員研修のナショナルセンターとして、校長、教頭等の学校管理者及び指導的役割を担う教員に対する研修の実施等、各都道府県教育委員会や民間機関等では担い得ない、国として真に実施すべき研修等を実施している。

一方、事務及び事業の遂行にあたっては、業務の質を確保しつつ、業務運営の効率性・自律性を高める観点から、国の施策の重点化・効率化に対応した業務の重点化及び経費の縮減・業務運営の効率化を図っている。

中期目標期間中においては、中期計画や毎事業年度の評価結果等を踏まえて、以下に示すとおり、研修の廃止、縮減、研修内容・方法の見直しなど必要な措置を講じた。また、次期中期目標期間に実施する研修について見直しを行った。

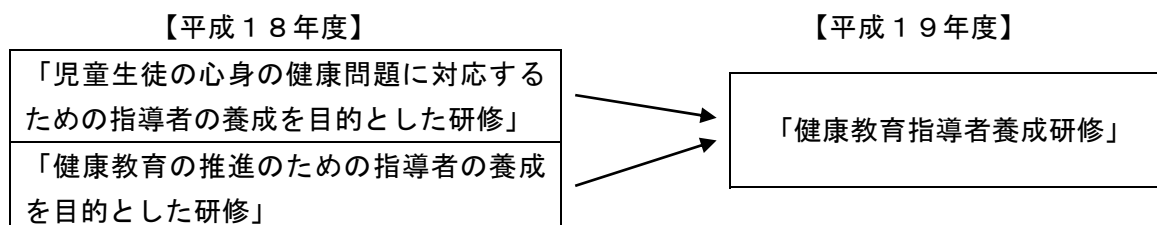
ア 縮小等を行った研修

①廃止した研修

「指導力向上指導者養成研修」については、中期目標に基づき、平成19年度をもって廃止した。

②統合した研修

養護教諭や保健主事等の教職員が一体となって学校全体で健康教育を推進するため、平成18年度まで実施していた、養護教諭等を対象とする研修と、保健主事等を対象とする研修を統合し、平成19年度から「健康教育指導者養成研修」として実施した。



③定員の見直し等を行った研修

・「教職員等中央研修」

教員の受講機会の拡大を図る観点から、平成19年度以降、本格的に実施した非宿泊型の研修について漸次定員を増員してきたが、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けの結果（経費の大幅縮減）を踏まえ、平成22年度の定員は、平成18年度と同数の定員（2,000人）とした。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
2,050	2,100	2,150	2,000

・「教職員等海外派遣研修」（再掲）

本研修は、「独立行政法人の整理合理化計画」（平成19年12月）において「平成22年度までに存廃及び内容について見直しを行う」とされたが、平成21年11月の行政刷新会議の事業仕分けの結果（経費の大幅縮減）を受け、平成22年度に前倒しして下記のとおり見直しを行った。

英語教育コース（6ヶ月）の廃止

国際理解教育コース（3ヶ月）の廃止

英語教育コース（2ヶ月）の定員の見直し（50人→30人）

・「国語力向上指導者養成研修」

平成17年度から実施してきた本研修は、各都道府県教育委員会等の指導者の養成が一定程度なされたと考えられることから、平成20年度に定員を440人から220人に見直した。

・「外国語指導助手研修」

本研修のうち、外国語指導助手2年目予定者を対象に実施していた「再契約予定者研修会」については、都道府県主催の「中間期研修会」と一部内容の重なりがみられたことから、平成20年度に「中間期研修会」に統合した。これに伴い、本研修の定員は、3,900人から、「来日直後オリエンテーション」のみの2,000人となった。

また、JETプログラムにより来日する外国語指導助手の人数の減少に鑑み、平成21年度に定員を1,500人に見直した。

④研修方法等の見直しを行った研修

・「キャリア教育指導者養成研修」

本研修は、平成18年度まで基礎コースと応用コースに分けて実施してきたが、参加者等のニーズを踏まえて、平成19年度から基礎コースは廃止し、これまでの応用コースの内容に一本化した。

- ・「小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修」「子育て支援指導者養成研修」
研修内容の充実を図るとともに、各都道府県教育委員会等の経費の負担軽減等を図る観点から、平成21年度から研修期間を5日間から3日間に短縮した。
- ・「学校安全指導者養成研修」
本研修は防災と生活安全・交通安全を研修内容として実施してきたが、専門性を高める観点から、平成19年度から生活安全・交通安全コースと災害安全コースの2コースに分けることとし、これに伴い開催期間を5日から3日に短縮した。

⑤地方公共団体の共益的事業として委託等により実施する研修

委託により実施する研修については、中期目標に基づき、平成21年度から全額派遣者負担を導入した。

また、「産業・情報技術等指導者養成研修」については、各年度における各研修コースの参加状況を踏まえ、中期目標に掲げる「研修コース廃止等の基準」に基づき、以下のとおり見直しを行った。

「高等学校・農業」	平成21年度から1コース隔年実施
「高等学校・工業」	平成23年度から1コース隔年実施
「高等学校・看護」	平成20年度から1コース隔年実施 平成21年度から1コース隔年実施
「中学校・技術」	平成20年度から1コース廃止、1コース隔年実施 平成21年度から1コース統合
「中学校・家庭」	平成21年度から1コース隔年実施

イ 非宿泊型「教職員中央研修」の実施（再掲）

受講機会の拡大を図るため、従来のセンター施設による宿泊研修に加え、夏休み期間を活用した非宿泊型の研修を、複数都県からの通所が可能な首都圏で平成18年度に試行的に実施した。この試行により、夏休み期間を活用したことや、宿泊費等の負担が少ないことにより、これまでの参加の少なかった都県においても非宿泊型の研修を実施することで参加者が増加したことから、平成19年度より本格的に実施し、平成20年度からは、首都圏と同様に関西圏でも実施することにより、教員の受講機会の拡大を図った。

受講定員については、中期計画で示したとおり段階的に増員し、平成22年度までに定員を200人とした。

ウ 国の施策の変化等への対応

国の施策の変化や社会情勢を踏まえ、研修内容の見直し等を行った。主な内容は以下のとおりである。

①教職員等中央研修

受講者が教育改革を理解し推進できるよう、平成19年度には教育基本法や教育関連三法の改正などの内容を講義や演習に新たに盛り込み、平成20年度には学習指導要領改訂を踏まえた学習指導要領に関する講義を、平成21年度には学校評価制度の創設に対応し学校評価に関する講義を新

設した。また、「危機管理」を「リスクマネジメント」に改め、平常時のリスク管理や保護者・教職員・子どもとの信頼見解の構築の重要性の理解を促す内容とした。

②学校評価指導者養成研修

平成22年7月「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂版〕」（文部科学省）に第三者評価に係る内容が追加されたことを踏まえ、第三者評価を実施している地域・学校の事例発表を行うなど、研修内容の改善を図った。（平成22年度）

③健康教育指導者養成研修

学校における新型インフルエンザの流行に備え、危機管理の在り方に関する講義・演習を新設した。（平成21年度）

④教員免許更新制への対応

教員免許更新制については、平成20年度はセンターにおいても免許状更新講習の試行として「予備講習」を実施した。平成21年度から教員免許更新制が本格実施となり、教職員等中央研修など17研修について文部科学大臣から更新講習の指定を受け、これらの研修の受講者のうち更新講習対象者737人（平成19年度～平成22年度）について更新講習を修了（履修）認定した。

年 度	対象研修数	認定者数
平成20年度	17研修	316人
平成21年度	17研修	169人
平成22年度	17研修	252人

【中期目標】

2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

【中期計画】

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行う。

【指導、助言及び援助の実施】

各都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行った。

【中期計画】

- ① 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の研修で活用できるデジタルコンテンツ研修教材の開発・提供、センターが行う研修の講義内容のインターネットによる提供、その他の研修教材の作成・提供

①教材の開発提供

センターが開発した研修教材については、可能な限り多くの方々に提供できるように努力することとしている。

ア デジタルコンテンツ教材の開発と提供

(ア) DVD教材の開発・提供

各都道府県教育委員会等の研修で活用できるよう、デジタルコンテンツ教材を開発し、提供した。

(平成19年度)

- ・中堅教員のリーダー性を育てる校長等管理職教員のための研修教材
「学校の新しい流れ～教師力の連鎖～」
- ・小学校における英語活動等国際理解教育の充実を図るための研修教材
「You can do it. -小学校に英語がやってきた！ -」

(平成20年度)

- ・小学校の英語活動における指導者用教材
「Enjoy English Together ! -小学校英語活動における工夫と留意点 -」

(平成21年度)

- ・キャリア教育における指導者用教材
「キャリア教育の進め方—よくわかるキャリア教育—」
- ・教育活動を充実させる研修を進めるための教材
「創りだす校内研修」

(イ) インターネットを活用したデジタル研修教材等の提供

「学校におけるコーチングプログラム」、「情報モラル研修教材」などのデジタル研修教材の他、センターが開発したDVD教材のダイジェスト版（小学校英語など5教材）をセンターホームペ

ージで提供するとともに、開発した上記（ア）の DVD 教材を教育委員会や学校等へ提供した。

(ウ) 事前研修用ビデオ及び講義ビデオ（ダイジェスト版）のインターネット配信

・事前研修用ビデオの配信

受講予定者に必要な基礎的知識を事前に習得させるための講義をインターネットで配信した。

平成 22 年度末現在での講義の提供状況は、次の通りである。

研修事業名	提供状況
教職員等中央研修	2 タイトル
事務職員研修	1 タイトル
キャリア教育指導者養成研修	2 タイトル

・講義ビデオ（ダイジェスト版）の配信

研修終了者に研修講師となる際の資料等として活用できるよう、講義のダイジェスト版をインターネットで配信した。

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
77 タイトル	87 タイトル	131 タイトル	156 タイトル

平成 22 年度末現在での講義・事例発表の提供状況は、次の通りである。

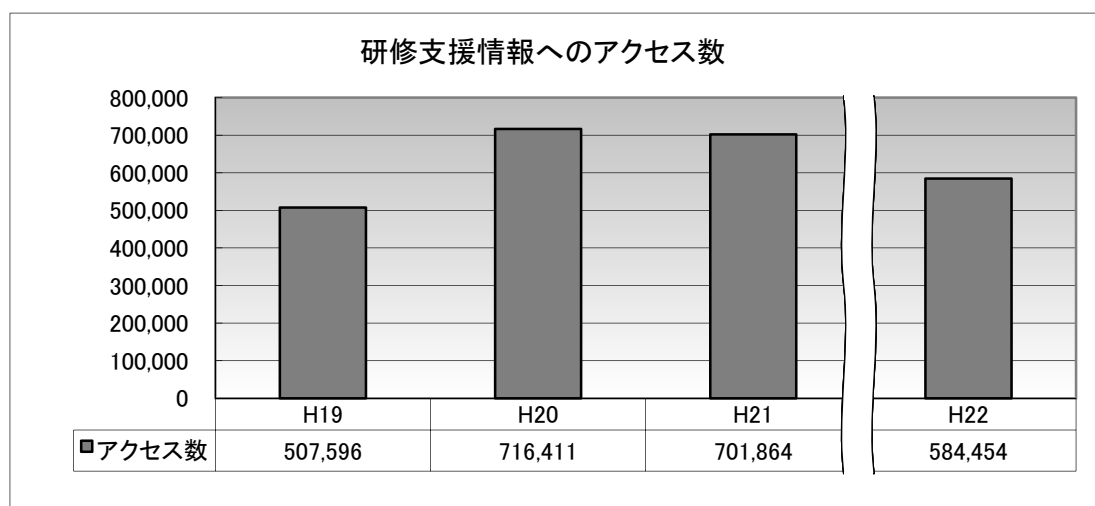
研 修 事 業 名	提供状況
教職員等中央研修	21 タイトル
事務職員研修	8 タイトル
学校組織マネジメント指導者養成研修	21 タイトル
学校評価指導者養成研修	3 タイトル
カリキュラム・マネジメント指導者養成研修	4 タイトル
国語力向上指導者養成研修	8 タイトル
道徳教育指導者養成研修	9 タイトル
環境教育指導者養成研修	5 タイトル
生徒指導指導者養成研修	7 タイトル
人権教育指導者養成研修	3 タイトル
キャリア教育指導者養成研修	18 タイトル
小学校における英語活動等国际理解活動指導者養成研修	13 タイトル
外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修	5 タイトル

子育て支援指導者養成研修	6タイトル
子どもの体力向上指導者養成研修	3タイトル
健康教育指導者養成研修	5タイトル
学校安全指導者養成研修	11タイトル
食育指導者養成研修	3タイトル
体験活動指導者養成研修	3タイトル
計	156タイトル

(エ) センターホームページ上の研修教材等へのアクセス数

中期目標期間中における上記の研修講義のダイジェスト版やデジタル研修教材等へのアクセス数は以下の通りであった。

なお、下記グラフについて、平成21年度までのアクセス数は、ID・パスワードを付与した者と一般の者の合計数であり、22年度はID・パスワードを付与した者のアクセス数である。



イ 効果的な研修を行うための手引き等の作成

各都道府県教育委員会等が実施する研修の企画・立案、研修の工夫・改善に資するため、以下の研修教材、事例集等を作成し、教育委員会等へ配布した。

手引き等については、各教育センターでの研修の企画・立案の際に多く活用されているほか、研修の際にテキストに掲載されている事例を活用した協議も行われている。

(平成19年度)

- ・生徒指導実践事例集第2集「不登校といじめ問題の解決のために」
- ・研修指導用教材「学校組織を強化するプロセスマネジメント研修」
- ・教員研修の手引き「研修の企画、運営、講師のための知識・技術（改訂版）」
- ・研修技法解説テキスト「NCTDポスタワーセッション」

(平成20年度)

- ・生徒指導事例解説書第3集「不登校といじめ問題等の解決のために」

- ・生徒指導事例集：第1～3集「不登校といじめ問題等の資料集」
- ・教員研修手引書「研修の効果的な運営のための知識・技術（新訂版）」
- ・デジタル研修教材利用手引書「NCTD DVD活用法」

（平成21年度）

- ・生徒指導事例解説書第4集「不登校といじめ問題等の解決のために」
- ・「言語活動の充実を図る全体計画と授業の工夫」
- ・教員研修手引書「研修の効果的な運営のための知識・技術（2訂版）」

（平成22年度）

- ・生徒指導事例解説書第5集「不登校といじめ問題等の解決のために」
- ・NCTD DVD活用法—改訂版—
- ・教員研修手引書「研修の効果的な運営のための知識・技術（3訂版）」
- ・「スクールコンプライアンスを考える」

【中期計画】

- ② 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が研修を企画・運営する際に参考となる研修カリキュラムの開発・提供、研修手法等のノウハウについての情報提供

②研修のノウハウについての情報提供

（ア） 教員研修モデルカリキュラム開発プログラムの開発・提供

大学及び教育委員会に対し、関係機関等との連携による研修カリキュラムの開発を委嘱し、その成果を参考例として各都道府県教育委員会等に提示することにより、教員研修の一層の充実・強化を図ることを目的とした事業を実施した。

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	申請数	採択数	申請数	採択数	申請数	採択数	申請数	採択数
10年経験者研修モデルカリキュラム開発プログラム（注1）	4	1	/	/	/	/	/	/
年次研修モデルカリキュラム開発プログラム（注2）	/	/	1	1	/	/	/	/
教育課題研修モデルカリキュラム開発プログラム / 大学と教育委員会の連携による研修カリキュラム開発事業（注3）	14	12	27	13	23	17	23	15
教育委員会と関係機関の連携による研修カリキュラム開発事業（注4）	/	/	/	/	4	3	4	4

（注1）2年間の委嘱事業で、平成18～19年度は3大学に委嘱し、平成19～20年度は1大学（上表中の平成19年度採択数1）に委嘱した。

（注2）平成20年度のみ委嘱事業。

（注3）平成18～20年度は、「教育課題研修モデルカリキュラム開発プログラム」として実施

し、平成21年度より、「大学と教育委員会の連携による研修カリキュラム開発事業」として実施。

(注4) 平成21年度より実施。

(イ) 大学の教育力を活用した教員研修の実践的調査研究

大学の教育力を活用した教員研修の一層の充実を図るため、上記(ア)により開発されたモデルカリキュラムを参考にして教育委員会が研修を実践し、その工夫・改善について調査研究を行った。(平成21年度をもって終了)

平成19年度採択数：2教育委員会

平成20年度採択数：4教育委員会

平成21年度採択数：5教育委員会

(ウ) 研修プログラムの内容、手法等の提供

センターが実施している研修プログラムの内容・手法等のノウハウを他機関が実施する研修に活用できるよう提供した。

・独立行政法人国立高等専門学校機構主催の高等専門学校教員研修の共同実施

独立行政法人国立高等専門学校機構が主催する、クラス経営や生活指導を担当する教員や管理職を対象とする高等専門学校教員研修を共同実施し、研修プログラムの内容、手法等に関する情報を提供した。(平成17～22年度)

【中期計画】

③ 研修講師についての情報提供

③ 研修講師についての情報提供

センターが実施している研修についての講師情報(講師名、職名、専門分野、研修名)を、毎事業年度更新し、各都道府県教育委員会等へ提供した。

【中期計画】

④ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行っている研修事業についての情報提供

④ 教育センター等の実施研修の概要に関する調査と調査結果の提供

各都道府県等の教育センター等に依頼して、実施研修の概要、教員養成大学等との連携などについて調査し、その結果をCD-ROMで各都道府県教育委員会等に提供した。なお、20年度以降、研修名、内容に関するキーワード、職種、校種などの検索機能の充実を図ってきた。(平成19年度～)

【中期計画】

⑤ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催

⑤教育センター等の研修担当主事等を対象とした会議の開催

各都道府県等の教育センター等の研修担当指導主事等を対象に、国の教員研修に関する情報等の提供、研修の在り方と工夫等についての研究協議・研究発表を行い、各地域における教員研修事業の充実を図ることを目的として、「全国教育（研修）センター研究協議会」を毎事業年度（4月）開催した。

【中期計画】

⑥ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣

⑥教育委員会等が行う研修への役職員の派遣

各都道府県教育委員会等からの要請に応じ、教育センターが実施する指導主事等を対象とした研修にセンターの役職員を研修講師として派遣した。

（派遣先） 千葉県総合教育センター、新潟県立教育センターなど

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
8箇所	12箇所	13箇所	13箇所

【中期計画】

⑦ センターの研修施設・設備の提供

⑦センターの研修施設・設備の提供

センター施設の利用率の向上を図る方策として、学校教育関係者等による研修の他、大学のゼミや課外活動等にも利用できるよう平成21年度に貸付規程等を整備した。学校教育関係者等を対象とした研修や大学の課外活動等を積極的に誘致し、施設の有効活用を図るとともに効率的運営を行ったことにより、延べ宿泊者数が増え施設使用料収入が増加した。また、施設利用の申し込みをやすくするため、「研修室等利用の手引き」をホームページに掲載し、積極的な情報提供を行った。

区分	件数	実人員	延べ人数	延べ宿泊者数
19年度	3件	258人	656人	453人
20年度	4件	615人	2,037人	1,479人
21年度	11件	956人	2,457人	1,525人
22年度	8件	715人	2,221人	1,708人

【中期目標】

3. その他

【中期計画】

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、毎事業年度、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積し、その結果をセンターの事業に活用する。

各都道府県教育委員会等において実施している学校教育関係職員に対する研修について、その内容・方法等に関する情報収集を行い、それらの結果をセンターが行う事業に活用した。

ア 各都道府県等教育（研修）センターにおいて研修用に作成した教材等の収集

各都道府県等教育（研修）センター等において、研修の企画立案や教材を作成するための参考となるよう、各地で研修用に作成した教材等のデータを収集し、その一覧を当センターホームページに掲載して、リンクさせることによる情報提供を行った。また、この情報も含めた都道府県等センター情報をCD-ROMで各都道府県教育委員会等へ配布し、活用を図った。

イ インターネットの活用による事務処理の効率化

各都道府県教育委員会等への各種調査について、インターネットを利用した調査システムを活用し、各種調査業務の効率化を図った。

ウ 受講者アンケート調査等の結果をもとにセンター事業に活用した事項

（ア）デジタルコンテンツ教材や手引き等の作成

受講者からのアンケート調査等により得たニーズをデジタルコンテンツ教材や手引きなどの作成の際に取り入れるなどして、研修教材の充実を図った。また、インターネットを活用した講義のダイジェスト版の配信数の充実を行った。

（イ）図書館の蔵書管理システムの導入（平成20年度～）

各宿泊室パソコンで図書検索ができるようにするとともに、図書貸出・返却業務の簡略化を進め、受講者の利便性の向上を図った。

（ウ）研修室に研修用プリンター等を整備（平成19年度～）

各研修室にコピー機能付きプリンターを整備し、受講者の利便性の向上を図った。

エ 各種調査等による情報の収集

（ア）教員研修センターの業務に関するアンケート調査の実施（平成19年度）

各都道府県教育委員会等が研修を実施するために必要とする指導、助言及び援助に関するニーズを把握し、センターの実施する事業の改善を図るため、センターが実施する研修業務について、各都道府県教育委員会等に対し、アンケート調査を行い、次年度の業務見直しの参考とした。

（イ）教育（研修）センター等の実地調査（平成19年度）

教育（研修）センター（12センター等）へ訪問し、各都道府県教育委員会等で実施している教員研修の実施状況について、各都道府県教育委員会等が研修を実施するために必要な支援内容に関する意見交換を行った。

また、税務大学校、民間企業研修所等に訪問し、研修プログラムの工夫、研修の運営方法等について情報収集した。

(ウ) 「要望の多い保護者」への対応に関する調査の実施（平成20年度）

「要望の多い保護者」への対応に関し、各都道府県教育委員会等としての課題・取組・研修教材等作成状況などについて、各都道府県教育委員会等にアンケート調査を行い、結果をホームページに掲載することにより情報提供した。

オ 学校評価システム構築への協力等（平成20・21年度）

文部科学省の実施する「学校の第三者評価に関する実践研究」事業に、当センターの主幹及び主任指導主事の全員が学校評価委員として参加し、学校評価システムの構築に協力した。また、これらの学校評価システム構築への協力過程で得られた情報は、センターが実施する研修にも活用した。

カ 国際協力への対応

毎事業年度、（独）国際協力機構（JICA）や（財）日本国際協力センター等からの要請に基づき、海外の教育関係者の研修等の一環としてセンターに来所した諸外国の教育関係者に対して、センターの実施する研修事業の説明や研修状況を紹介するほか、教員研修に関する情報交換等を行うなど支援・協力を行った。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

【中期目標】

1. 経費等の縮減・効率化

【中期計画】

センターの業務運営に際しては、既存事業の見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（土地借料除く）については、計画的な削減に努め、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図る。また、業務経費についても毎事業年度において、対前年度比2%以上の効率化を図る。

その際、研修事業等の質の低下を招かないように配慮するとともに、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計2017号））等を踏まえ、一般競争入札の導入等の契約の見直しを行う。

【経費等の縮減・効率化】

ア 経費等の縮減・効率化

各事業年度の年度計画に掲げた事項を踏まえ、既存事業の見直し、効率化により、一般管理費（土地借料を除く）については、毎事業年度において3%、業務経費についても毎事業年度において2%の縮減目標を達成した。その際には、研修事業等の質の低下を招かないように配慮しつつ次のような取組を行った。

（ア）一般管理費の縮減等

契約方法の改善・見直しによる経費縮減に努めた。

・ 随意契約の見直し

インターネット専用回線の借上契約やエレベータ等の保守契約等を随意契約から一般競争契約へ移行することにより経費を縮減した。

・ 競争契約における競争性の確保

競争契約時における公告期間の長期化（従前の原則10日以上から20日以上を確保）や競争参加資格要件の緩和、仕様内容の見直し等を行うことにより競争性の確保を図り、電気の供給契約や音響映像機器等の運用業務等の経費を縮減した。

・ その他

契約期間の複数年化や複数契約の統合等により経費の縮減を図った。

（イ）業務経費の縮減等

地方開催時における研修会場の公共施設利用など研修会場の借上げ経費等の縮減、及び調査業務のインターネット活用による効率化等により経費の縮減を図った。

イ 契約の適正化

（ア）随意契約等見直し計画の状況

平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基

づき策定した「随意契約等見直し計画」に沿って、一般競争入札の範囲拡大等の契約方法の見直しを着実に実施した。

この結果、平成22年度において随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は全て一般競争契約等への移行を完了した。

また、一般競争契約等の実施に当たっては、競争参加資格要件の緩和や仕様内容の見直し、公告期間の延長（従前の原則10日以上から20日以上を確保）等を実施し、数多くの業者が入札等に参加できるように競争性の確保に努め、一者入札・応募の改善を図った。

〔随意契約の状況〕

区 分		随意契約件数	随意契約金額
随意契約見直し計画		10件 → 5件	316百万円 → 297百万円
実 績	20年度	10件	316百万円
	21年度	8件	301百万円
	22年度	5件	281百万円

※「随意契約等見直し計画」は、平成20年度に締結した随意契約の件数・金額をベースに一般競争契約等への移行による到達目標を定めたものである。

〔一者応札・応募の状況〕

区 分	競争契約件数(a)	一者応札・応募件数(b)	一者応札・応募率(b/a)
20年度	103件	34件	33.0%
21年度	88件	15件	17.0%
22年度	68件	6件	8.8%

(イ) 契約監視委員会における契約の点検・見直しの実施

平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき設置した契約監視委員会（委員は常勤監事1名、外部有識者2名（弁護士1名、公認会計士1名））を平成21年度に1回、平成22年度に2回開催した。

当該委員会においては、平成20年度～22年度の契約について随意契約事由の妥当性や競争契約において真に競争性が確保されているか等の観点から厳格な点検が実施された。

その結果、センターの契約において見直しを必要とする特段の指摘は受けなかった。

(ウ) 調達関係情報の開示

センターホームページの調達情報に一般競争入札や企画競争・公募の公告を掲載し、より多くの参加者を募ることで競争性を確保するとともに「公共調達の適正化について」（H18.8.25 財計第2017号）に基づき、随意契約や競争入札に係る情報（契約結果の情報）を開示し、契約業務の透明性の確保に努めた。

【中期目標】

2. 業務運営の点検・評価の実施

【中期計画】

センターの業務運営について、自己点検・評価委員会等において、毎事業年度、業務運営について積極的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて、業務運営の改善を促進する。なお、自己評価の際には、教育関係者、受講者、民間企業関係者など外部人材の活用を図る。

【業務運営の点検・評価の実施】

中期目標の達成に向けて、自己点検・評価委員会の意見のほか、毎事業年度の評価結果やアンケート調査結果等を踏まえ、研修の質を維持しつつ、効果的・効率的な事業実施の観点から業務運営全般について不断に見直しを行い、業務運営の改善に努めた。

なお、研修事業の具体的な見直し、改善措置の内容は、「Ⅱ. 1. (4) 各研修の廃止、縮減、内容・方法等の見直し」及び「Ⅱ. 2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助」等に記述している。

参考：自己点検・評価委員会

センターの業務運営について、効率的・効果的なものとするため、毎事業年度、自己点検・評価を実施し、各委員からの意見等を踏まえて、研修業務及び管理運営業務の改善・充実を図った。

(ア) 自己点検・評価委員会の委員構成

センターの自己点検・評価委員会は、外部委員6人と内部委員5人の計11人から構成され、外部委員については、企業関係者、教育関係者、公認会計士及び学識経験者など多方面からの人材を活用した。

(イ) 委員の意見等を踏まえた主な取組状況

平成19年度

○研修業務の電子化

- ・インターネットによる受講者推薦及び登録業務の電子化（受講者推薦登録システム）研修資料作成業務等の効率化
- ・事前研修について、学校や自宅からインターネット経由で教材が視聴できることによる研修の効率化

平成20年度

○契約方法の改善・見直しによる経費削減・効率化

- ・複写機賃貸借契約を随意契約から一般競争へ移行することにより、経費を削減
- ・競争入札時における競争参加資格要件の緩和及び仕様内容の見直しによる競争性の促進

平成21年度

○研修業務の電子化

- ・利用者の利便性の向上を図るため、センターホームページの全面改修（リニューアル）
- ・受講生用パソコンに対するセキュリティ対策（利用環境自動復元システムを導入し、ウイルス対策及び個人情報保護を強化）による業務量の削減
- ・講師情報データベース（履歴、配付資料、受講者からの評価等）の構築による業務の迅速化、効率化

○施設・設備の有効活用の推進

- ・施設の貸付規程等を変更し、施設・設備の利用率向上の推進

平成22年度

○契約方法の改善・見直しによる経費削減・効率化

- ・工事契約の電子入札の導入による入札手続における事務負担の軽減と効率化
- ・競争契約時における公告期間の長期化や競争参加資格要件の緩和等による競争性の向上

【内部統制の強化への取組み】

(ア) 内部統制の現状

センターに課せられたミッションを遂行するため、役職員の情報の共有、職員に対する指示の徹底を図ることにより、各職員が目的を持って業務を遂行できるようにするとともに、リスクの回避及び低減を図った。

その際、小規模法人であることの特性を生かし、理事長が直接職員に対して意図を伝える機会を設けるとともに日常的なモニタリング等を行った。

なお、本部と東京事務所をテレビ会議システムによって繋ぐことにより、法人全体がリアルタイムで情報共有できるよう環境を整えている。

(イ) 監事監査

監査にあたっては、理事長のマネジメント（リーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底等）に留意し、年度当初に各課の年間業務計画についてヒアリングを実施した後、月次会計監査及び業務監査を実施した。

その他、個人情報の管理状況や情報セキュリティ対策の状況についても、監事が監査を実施した。

(ウ) 監査法人による外部監査

センターは、独立行政法人通則法第39条に規定する会計監査人を置く法人には指定されていないが、従前より同法律に準じて監査法人と監査契約を締結している。監査にあたっては、契約事務の業務フローや契約決議書類の把握・確認から財務諸表等の作成に至る決算処理までを外部監査人が監査を実施した。

(エ) 役職員による内部監査

センター会計規程及び会計監査実施要項に基づき、毎年度、監査対象課の会計経理について、当該課以外に所属する役職員により内部監査を実施し、内部統制の確保に努めた。

【物品調達に係る収賄事件を踏まえた再発防止への取組】

平成18年度に発生した物品調達に係る収賄事件（21年4月に発覚）を踏まえ、平成21年度以降次のような再発防止策に取組み、内部統制の強化を図った。

- ・会計課に新たに課長補佐を配置し、チェック機能の強化を図るとともに、契約担当職員の長期在職を避けるために配置換を行った。
- ・契約事務処理をマニュアル化し、職員に周知することにより、契約事務の明確化を図った。
- ・業者に対応する際には複数人で対応すること、発注と納品検収を同一人が行わないことをルール化することにより、内部けん制を強化した。

- ・競争入札の公告期間を延長（原則１０日以上→２０日以上）するとともに、参加資格の中の実績要件を見直し、応札者を増やす工夫を行った。
- ・全職員に対して「倫理規程」を周知徹底し、意識啓発に努めた。
- ・会計職員の資質向上を図るため、外部研修会に参加させた。

【行政刷新会議における事業仕分けへの対応】

（ア）平成２１年１１月の事業仕分け直後の対応

平成２１年１１月に実施された行政刷新会議における事業仕分けにおいて、本センターに関して「自治体・民間へ移管」との評価結果が示された。

これを踏まえ、文部科学省では、教員免許制度の抜本的な見直しや研修の充実など教員の質の向上を目的とする改革の中で、本センターの役割の抜本的な見直しについて検討することとした。

特に、自治体・民間への移管については、このような改革の中で、研修に係る国と自治体との役割分担も含め抜本的な見直しを行い、国の役割を終えた研修は自治体にその実施を委ねるとともに、研修施設や宿泊施設の維持管理等の民間委託を進めるとの方針が示された。

また、平成２２年度予算において、既定の効率化による予算の縮減に加え、運営費交付金が大幅に縮減（△１０１百万円）されたことに伴い、平成２２年度に研修の厳選及び定員の見直しを図った。

○研修事業の精選及び定員の見直し

* 教職員等海外派遣研修

- ・英語教育コース（６ヶ月）の廃止
- ・国際理解教育コース（３ヶ月）の廃止
- ・英語教育コース（２ヶ月）の定員の見直し（５０人→３０人）

* 教職員等中央研修

- ・定員の見直し（２,１５０人→２,０００人）

（イ）「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」への対応

国では、平成２１年１１月以降の事業仕分け等を踏まえ、平成２２年１２月に「独立行政法人の

事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定された。

この閣議決定において、センターについて「講ずべき措置」とされた内容は次のとおり。

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	各地域で中核的な役割を担う 校長・教員その他の学校教育 関係職員に対する研修	自治体への移 管等	23年度から実施	原則として事業を自治体に移管することと し、国による実施が必要不可欠なもののみ限定的 に実施する。
02	学校教育関係職員に対する研 修に関する指導、助言、援助			

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	
03	保有資産の見直し	つくば本部	27年度中に実施	つくば本部の土地について、平成26年度の 購入完了後の国庫納付等を検討する。
04	事務所等の見直し	東京事務所の 廃止	23年度中に実施	東京事務所（虎ノ門）を廃止し、その機能を 他機関事務所の機能とともに学術総合センタ ーに集約化する。
05		研修・宿泊施設 の管理	23年度から実施	研修・宿泊施設の管理については全面的に民 間委託を行い、経費を縮減する。

これを踏まえて、センターでは平成23年度から始まる中期目標期間において、次のとおり取り
組むこととしている。

○研修事業の精選・見直し

国として真に実施すべき研修を精選し、見直しを図る。

22年度 21研修 → 23年度 16研修 → 25年度 15研修
(廃止△7研修、新規2研修) (廃止△1研修)

○保有資産の見直し

つくば本部の土地については、その購入完了（平成26年度）後において速やかに、保有し続
ける必要があるかについて厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うことも含め、検
討を行う。

○事務所等の見直し

・東京都港区虎ノ門に所在する東京事務所は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で、平成23
年度中に他法人施設への集約化を図る。

※平成23年4月、学術総合センター（東京都千代田区一ツ橋）に移転。

・宿泊施設や研修施設の受付・貸出等の管理業務を新たに民間委託するとともに、これまで単年
度で個別に発注してきた維持管理等に係る各業務について、平成23年度から複数年による包
括的民間委託を導入することにより一層の効率化を図る。

※平成23年3月契約済み。

IV 財務内容の改善に関する事項

【中期目標】

1. 自己収入の確保
2. 固定経費の節減
3. 財務内容等の透明性の確保

【中期計画】

予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を図る。また、管理業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

1. 予算（中期計画の予算）
2. 収支計画
3. 資金計画

収入については、自己収入の大部分を占める宿泊料収入の安定的な確保を図るため、研修の廃止、縮減等の見直しを図られる中、研修参加率の維持向上などにより宿泊者数の確保に努めるとともに、外部利用の促進、料金体系の適切な見直し等を行い、各事業年度において計画額を上回る自己収入を確保した。

支出については、経費等の縮減・効率化の目標達成に向け、一般管理費については、随意契約から一般競争契約に移行するなどの契約方法の見直し及び固定経費を中心とした節減等を行うとともに、事業費についても研修事業等の質の低下を招かないように配慮しつつ経費の節減に努めた。（「Ⅲ 1. 経費等の縮減・効率化」を参照。）

また、センターでは、財務内容等の透明性の確保の観点から法人創設当初からの決算に係る各事業年度の財務諸表類をホームページで公開するとともに、平成19年度からは、直近の決算について図や表をまじえて解説した「決算の概要」も公開し、決算情報の公表の充実に努めた。

なお、期末における剰余金（15百万円）については、国庫に納付することとしている。

（参考）一般管理費における固定経費の推移

（単位：千円）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
光熱給水費	39,680	36,946	44,823	37,633	39,742
通信運搬費	19,945	19,682	19,115	18,721	13,828
印刷製本費	2,889	2,841	1,869	1,441	765
借料損料	24,554	8,718	6,371	6,318	5,800
外部委託費	52,637	56,297	58,693	58,681	62,186
土地建物借料	113,713	88,586	83,313	76,339	67,966
合 計	253,418	213,070	214,184	199,133	190,287
（平成18年度を100とする指数）	(100)	(84.1)	(84.5)	(78.6)	(75.1)

【予算】

中期計画予算（平成19年度～平成22年度中期計画予算）

（単位：百万円）

区 分	中期計画予算額	査定予算額	決 算 額	差引増△減額
収 入		(a)	(b)	(b)-(a)
運営費交付金	5,589	5,546	5,546	0
施設整備費補助金	768	768	768	0
自己収入	575	554	625	72
受託事業収入	0	0	4	4
計	6,932	6,869	6,944	76
支 出		(a)	(b)	(a)-(b)
一般管理費	1,313	1,438	1,390	48
業務経費	3,027	2,704	2,885	△180
人件費	1,824	1,959	1,864	95
受託事業等経費	0	0	1	△1
施設整備費	768	768	768	0
計	6,932	6,869	6,909	△40

（注）金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

※差引増△減額の主たる事由

○収入

- ・自己収入の増額は、宿泊料収入等の増による。

○支出

- ・一般管理費の減額は、土地借料の減及び随意契約の見直しを行い一般競争に移行したことによる契約金額の減少等による。
- ・業務経費の増額は、研修事業の充実のための整備等を行ったことによる。
- ・人件費の減額は、人員削減等による。

【収支計画】

収支計画（平成19年度～平成22年度収支計画）

（単位：百万円）

区 分	中期計画額	査定計画額	決 算 額	差引増△減額
		(a)	(b)	(a)-(b)
費用の部	6,380	6,317	6,269	48
一般管理費	1,529	1,654	1,622	32
業務経費	3,027	2,704	2,727	△22
人件費	1,824	1,959	1,864	95
受託事業等経費	0	0	1	△1
雑損	0	0	33	△33
臨時損失	0	0	21	△21
		(a)	(b)	(b)-(a)
収益の部	6,380	6,317	6,283	△34
運営費交付金収益	5,589	5,547	5,320	△227
施設費収益	0	0	25	25
受託事業収入	0	0	4	4
自己収入	575	554	625	72
資産見返負債戻入	216	216	309	93

（注）金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

※差引増△減額の主たる事由

○費用の部

- ・一般管理費の減額は、土地借料の減及び随意契約の見直しを行い一般競争に移行したことによる契約金額の減少等による。
- ・業務経費の増額は、研修事業の充実のための整備等を行ったことによる。
- ・人件費の減額は、人員削減等による。
- ・雑損の増額は、改修工事等に伴う施設の撤去費用等による。
- ・臨時損失は、地震により被災した建物等の復旧等に要する経費を災害損失引当金として計上したことによる。

○収益の部

- ・運営費交付金収益の減額は、資産の購入等により収益化額が減少したことによる。
- ・施設費収益の増額は、施設整備費補助金による屋外通路タイル等安全対策工事費相当額である。
- ・自己収入の増額は、宿泊料収入等の増による。
- ・資産見返負債戻入の増額は、資産の取得に伴う減価償却費相当額である。

【資金計画】

資金計画（平成19年度～平成22年度資金計画）

（単位：百万円）

区 分	中期計画額	査定計画額	決 算 額	差引増△減額
		(a)	(b)	(a)-(b)
資金支出	6,932	6,869	7,272	△401
業務活動による支出	6,164	6,101	6,347	△246
投資活動による支出	768	768	882	△114
財務活動による支出	0	0	45	△45
		(a)	(b)	(b)-(a)
資金収入	6,932	6,869	6,945	76
業務活動による収入	6,164	6,101	6,177	77
運営費交付金による収入	5,589	5,546	5,546	0
自己収入	575	554	625	72
受託事業収入	0	0	5	5
投資活動による収入	768	768	768	0
施設整備費補助金による収入	768	768	768	0

（注）金額は、単位未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。

【中期計画】

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は4億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。

該当なし

【中期計画】

重要な財産の処分等に関する計画

重要な資産を譲渡、処分する計画はない。

該当なし

【中期計画】

剰余金の使途

センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。

該当なし

V その他業務運営に関する重要事項

【中期目標】

1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

【中期計画】

1. 施設・設備に関する計画

(1) 施設・設備の運営にあたっては、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設・設備整備を推進する。

また、管理運営においては、維持保全を着実に実施することで、受講者の安全の確保に万全を期する。

(2) 受講者本位の立場から施設・設備の整備を進めることとし、宿泊施設・設備の充実等、受講者が快適に研修を受講できるよう配慮した施設・設備の整備を行う。

(3) 学校教育関係職員を対象とした研修に、センターの研修施設・設備の提供を行うよう見直しを行う。

【施設・設備に関する実績】

ア 本部用地の購入等

施設整備費補助金により計画どおりに本部用地の購入を実施し、当期末において全体計画の約74%の用地の購入が完了した。また、施設の安全性を確保するため、屋外通路タイル等の安全対策工事を行った。

(本部用地の購入状況)

全敷地面積 (㎡)	購入済面積 (㎡)	購入残面積 (㎡)
67,559.29	49,931.26	17,628.03
(100%)	(74%)	(26%)

(施設整備費補助金により整備した工事等)

区 分		予算額 (百万円)	決算額 (百万円)
19年度	本部用地購入費	167	167
	屋外通路タイル等安全対策工事	25	25
20年度	本部用地購入費	192	192
21年度	本部用地購入費	192	192
22年度	本部用地購入費	192	192

イ 研修事業の充実のための整備等

効率的・効果的な研修事業の展開及び研修期間中の受講者の生活環境の充実・改善等を図るため、受講生のニーズ等を踏まえつつ、平成19年度に研修機器や講堂椅子の更新・図書館蔵書の拡充等、

平成20年度に宿泊予約システムの開発等、平成21年度に研修情報機器のセキュリティ強化等、平成22年度に宿泊室等の窓ガラスの複層ガラス化・空調設備の更新等の整備を行った。

ウ 施設・設備の有効活用の推進【再掲】

センター施設の利用率の向上を図る方策として、学校教育関係者等による研修の他、大学のゼミや課外活動等にも利用できるよう平成21年度に貸付規程等を整備した。学校教育関係者等を対象とした研修や大学の課外活動等を積極的に誘致し、施設の有効活用を図るとともに効率的運営を行ったことにより、延べ宿泊者数が増え施設使用料収入が増加した。また、施設利用の申し込みをしやすいするため、「研修室等利用の手引き」をホームページに掲載し、積極的な情報提供を行った。

区 分	件数	実人員	延べ人数	延べ宿泊者数
19年度	3件	258人	656人	453人
20年度	4件	615人	2,037人	1,479人
21年度	11件	956人	2,457人	1,525人
22年度	8件	715人	2,221人	1,708人

エ 受講者の安全確保等への取組

受講者の安全を確保するため、センター本部で実施する宿泊研修については、地震や火災など災害時の対応を掲載した「生活のしおり」を全ての宿泊室に配置するとともに、オリエンテーション時に受講者に対して周知徹底した。

また、受講者の健康管理として、外部医療機関に委託した看護師が定期的に健康相談に応じるとともに、オリエンテーションにおいて、自己管理の徹底について、注意を促した。

なお、第3期中期目標期間における受講者に対する新たな安全性確保の主な取組として、以下の措置を講じた。

- ・地元消防署の立会い・指導のもと、役職員、研修受講者及び業務委託業者などが参加する防災訓練時に心肺蘇生法とAED使用法等の救命措置に関する講習会を実施した。（平成19年度～）
- ・宿泊室全室に非常用持出袋（ヘルメット等を収納）を配置した。（平成19年度～）
- ・警備用の監視カメラを研修生プラザ、図書館及び食堂等に増設するとともに、事務室からも映像をモニターできるように改良し防犯体制の強化を図った。（平成20年度～）
- ・新型インフルエンザ対策として、館内各所に消毒用アルコールを設置するとともに主な研修室等に空気清浄機を設置して感染予防策の強化を図った。また、受講者の各宿泊室に、新型インフルエンザ予防マニュアル、体温計、消毒用脱脂綿を常備した。（平成21年度～）
- ・ノロウイルス対策キットを整備し衛生安全対策を図った。（平成22年度～）

【中期目標】

2. 人事に関する計画

【中期計画】

(1) 方針

限られた人員での効果的・効率的な研修事業等の遂行を実現するため、職員研修等を実施し、職員の研修の企画・立案能力等の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

また、都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の専門性の高い職員を雇用することにより、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適正な人事配置を行う。

【人事に関する取り組み】

中期目標期間中においては、下記の取り組みを行い、研修の実施等により職員の企画・立案能力等の専門性を高めるとともに、適正な人材配置を行いつつ国家公務員に準じた人件費削減を行った。

ア 職員の能力向上のための措置

毎事業年度各種の研修等を実施し、職員の研修業務実施に関する企画・立案能力等の専門性を高め、意識向上を図った。

(ア) 研修担当職員の研修業務に関する専門性を高める研修

研修担当職員を学校教育関係職員や民間企業が主催する各種のセミナーや研究会等に派遣し、今後の教育課題に即して実効性のある研修の企画・運営ができるよう努めた。

(イ) 一般職員の資質向上のための研修

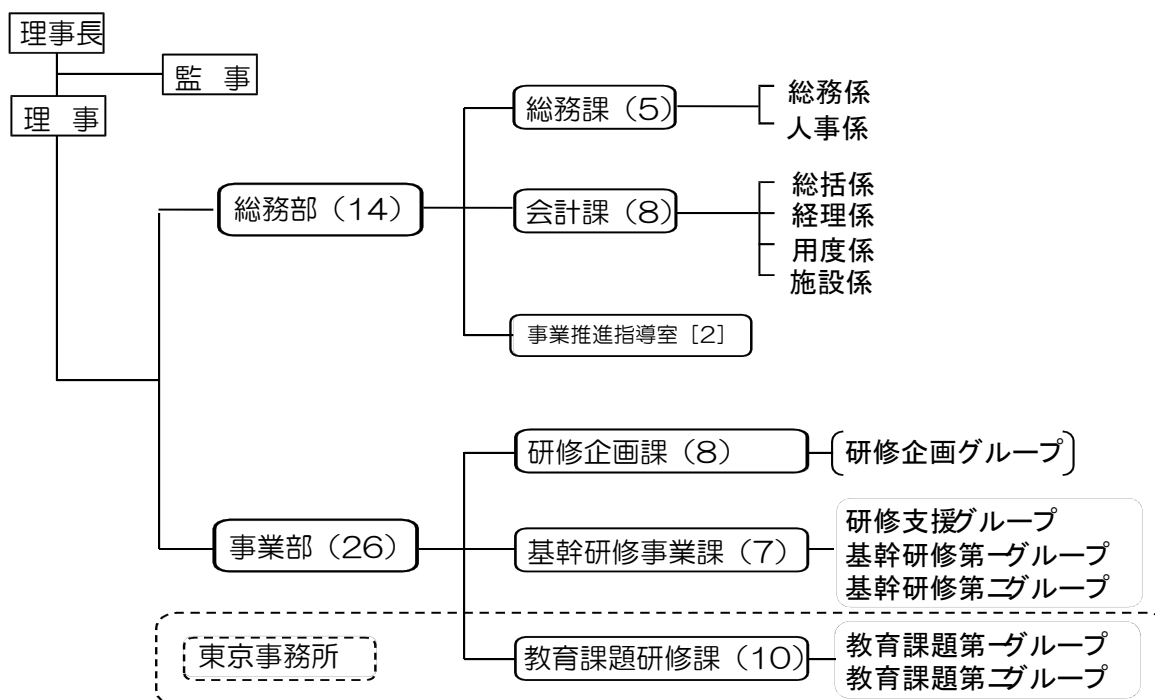
センター自ら職員研修を実施するとともに、他機関が主催する各種研修等にも職員を派遣し、研修受講者に対する接遇の向上など一般職員の資質向上を図った。

イ 職員の適正な人事配置及び専門性の高い職員の確保

平成19年度から、研修事業の実施にあたって、柔軟かつ、きめ細かな対応ができるようにするため組織体制の見直しを図り、事業部に「グループ制」を導入した。

また、職員について、事業推進指導室の職員を総務課と併任することにより、総務部の人員を削減しつつ、事業部の主幹及び主任指導主事を8名から10名に増員し、研修事業に関する企画・立案業務の体制強化を図るなど、適切な人員配置に努めた。

(ア) 職員の配置状況（平成23年3月現在） ※（ ）書きは配置職員数。



※ [] 書きは併任。

イ) 人事交流の状況

中期目標期間中、都道府県教育委員会等をはじめとする14の機関と人事交流を行い、専門性の高い人材の確保に努めた。なお、平成23年3月現在の人事交流者数は26名である。

文部科学省、栃木県教育委員会、茨城県教育委員会、千葉県教育委員会、
 広島県教育委員会、宮城県教育委員会、宮崎県教育委員会、京都府教育委員会、
 和歌山県教育委員会、鹿児島県教育委員会、筑波大学、高エネルギー加速器研究機構、
 東京医科歯科大学、茨城大学

【中期計画】

(2) 人員に関する指標

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成22年度人件費について、対平成17年度人件費5%以上の削減を図る。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員という基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。

更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

常勤職員については、その職員数を大幅に削減する。

ア 総人件費改革への対応

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成22年度人件費について、対平成17年度人件費5%以上の削減を図った。

(予算・決算額の単位：千円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
(対前年度削減率) 予算額	(-) 423,608	(0.8%) 420,218	(1.0756%) 415,698	(1.6666%) 408,770	(1.6666%) 401,957	(1.6666%) 395,258
決算額	416,199	413,786	410,999	404,296	371,231	363,019
人件費削減率		0.6%	1.2%	2.9%	10.8%	12.8%
人件費削減率 (補正後)		0.6%	1.9%	3.6%	9.1%	9.6%

(注1) 人件費の範囲は、国家公務員という基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

(注2) 人件費削減率は、平成17年度決算額からの当該年度の削減率。

(注3) 人件費削減率(補正後)は、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いた値で、平成18、19、20、21、22年度の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%である。

(参考) 給与水準(ラスパイレス指数)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
対国家公務員(行政職(-))	93.6%	93.9%	97.1%	99.2%
対他独法(事務・技術職員)	87.7%	88.0%	91.7%	94.1%

※ラスパイレス指数上昇の要因は、地域手当の支給率上昇(国家公務員に準拠)等と考えられる。

地域手当支給率

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
つくば	6.5%	8%	10%	12%
東京	14.5%	16%	17%	18%

なお、センターにおいては、給与に係る諸手当及びレクリエーション経費を含む福利厚生費について、国と異なる支出はない。

イ 常勤職員数

中期計画の指標どおり、職員数を削減し、その抑制を図った。

第3期中期計画期間における常勤職員の定員削減計画（期初の50人から、期末である平成22年度末に45人まで削減）を達成した。

（定員削減計画）

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
常勤職員数	50	48	47	46	45

（現員）

区 分	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
総務部	19	16	15	14	14
総務部長	1	1	1	1	1
総務課	7	6	5	5	5
会計課	8	9	9	8	8
事業推進指導室	3	[3]	[2]	[2]	[2]
事業部	(8)31	(10)32	(10)31	(10)28	(10)26
事業部長	1	1	1	1	1
研修企画課	(5)10	(7)8	(7)8	(7)8	(7)8
基幹研修事業課	9	12	11	9	7
教育課題研修課	(3)11	(3)11	(3)11	(3)10	(3)10
合 計	(8)50	(10)48	(10)46	(10)42	(10)40

※（ ）書きは主幹及び主任指導主事の人数で内数。[]書きは併任。

平成22年度末の常勤職員数は、40人となっている。